重要事項説明書（低圧）

ver.1.1.0

本書では、低圧でお客様に電気を供給する際の重要事項について説明します。電気は、小売電気事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下、「MGE 社」といいます）が供給し、株式会社アイ・キャン（以下、「当社」といいます）は、その取次ぎを行う事業者です。
電気の供給条件等の詳細につきましては、MGE 社の「ミツウロコでんき約款」をご確認ください。

■ 契約の成立および契約期間・更新手続きについて

・電気供給契約は、お客さまから電気の需給に関する諸条件を確認させて頂いたうえで、契約条件について当社と合意に達したときに成立します。
・契約期間は、本契約が成立した後で、需給開始の日から 1 年後の日までとします。
・契約期間満了の1ヶ月前までに解約または変更の申し出がない場合は、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申込み方法

・申込みに当たっては、「ミツウロコでんき約款」等を予めご承諾頂き、電気供給契約の申込みをして頂くものとします。

■ 需給開始年月日

・需給開始年月日は、当社が承諾の意思表示をした日以降で、標準処理期間（切換えの手続きやスマートメーターの取替え工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始希望日に需給開始できない場合がございます。その場合は、お客様にご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。予めご了承ください。

■ 契約の範囲

・契約電流 10A～60A、契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満、契約電力 50kW 未満、もしくはこれらの組合せが 50kW 未満のお客さまが対象です。

■ 供給電圧および周波数

・供給電圧は、標準電圧 100V および／または 200V とします。周波数は、標準周波数 50Hz または 60Hz とします。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと、前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が 30日を下回る場合は、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
・電気料金は原則、基本料金、電力量料金、燃料費調整相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金との合計とします。また、これらは消費税を含むものとします。
・当社は燃料費調整相当額に上限を設定しておりません。燃料価格が高騰した場合には、旧一般電気事業者が特定小売り供給約款にて定めるプランよりも電気料金が高くなる可能性があります。

■ 料金の支払い方法

・口座振替、クレジットカードの 2 種類の方法からご選択いただけます。

■ 工事費等

・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の資産とし、一般送配電事業者の費用負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 電気料金の改訂について

・当社は、他の小売電気事業者が電気料金を改定した場合や、託送供給等約款が改訂された場合、または電気の調達費用が変動し、料金の改定が避けられない場合には当社電気料金を改定する場合があります。その場合は、新たな電気料金およびその適用開始日を MGE 社ホームページへの掲載、または電子メール等の適切な方法により、お客さまに通知します。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・電気の供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保に協力すること。
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること。
・一般送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること。
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者に通知すること。

重要事項説明書（低圧）

■ **契約の変更・解約**

・お客さまが、契約の変更・解約を希望される場合は、当社営業時間内に随時受け付けます。なお、契約の変更は、申込み受付日以降最初の検針日から適用します。また、解約に当たっての事務手数料、違約金等はございません。

・お客さまと需給契約後、需給開始に至らず契約が変更・解約された場合、一般送配電事業者への支払金が必要となる場合がございます。そのときは、お客さまにその金額をお支払いただきます。

■ **違約金**

・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から違約金等の請求を受けた場合は、MGE 社約款に定められた金額をお客さまにお支払いただきます。

■ **当社からの申し出による解約**

当社は、以下の場合電気需給契約を解約します。

・お客さまが、一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合。

・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合。

・料金等を、支払期日を 30 日経過してなお支払われない場合。

・その他、お客さまがミツウロコでんき約款の規定に違反した場合。

■ **電気の使用方法／託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項**

・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

・お客さまの責による保安上の危険がある場合等、託送供給等約款に抵触する場合は、電気の供給を停止する場合があります。

■ **現契約（当社との契約に移行する前の現在の契約）の解約に伴う不利益事項**

・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間の利益の消滅、解約前の電気の使用量の照会ができなくなる等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客様に生じる不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ **電子交付について**

・当社は、ミツウロコでんき約款等については MGE 社ホームページで、契約内容、取引履歴等の内容については電子メール等の当社所定の電磁的方法を含む適切な方法によりお客さまに交付します。

・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ **個人情報の取扱いに関する重要事項**

・当社は、電気需給により知りえた個人情報について、電気小売事業に必要な範囲内でのみ利用するものとし、詳細はミツウロコでんき約款によるものとします。

・お客さまがミツウロコでんき約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を他の小売電気事業者等に当社が通知することがあります。

■ **反社会的勢力の排除について**

・お客さま並びに当社は、需給契約の成立時および将来にわたり、暴力団その他の反社会的勢力とは関与せず、これらを排除することを確約するものとし、詳細はミツウロコでんき約款によるものとします。

■ **クーリングオフ**

・お客さまの電気需給契約が、当社の勧誘に基づく場合、お客さまはクーリングオフの適用を受けることができます。詳細は、申込書裏面記載のとおりとします。

【一般送配電事業者　託送供給等約款　参照 URL】

当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。　（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

＊ 契約のお申込み、変更並びに苦情その他のお問い合わせは下記コンタクトセンターまでお願いいたします。
なお、受付時間等を充分ご確認くださいますよう、お願いいたします。

小売電気事業者:

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（A0016）

ミツウロコでんき　コンタクトセンター

TEL. 0120-326-230　受付時間: 9:00～17:00（日曜・祝日を除く）

取次事業社:

株式会社アイ・キャン

山口県岩国市山手町１－１７－３

TEL. 0120-189-234 受付時間：　9:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）

料金表

■ 電気料金ﾒﾆｭｰ

・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。

〔アイ・キャンでんき〕

〔アイキャンでんき　シンプルプラン〕

最低料金	最初の15kWhまで			893円61銭
電力量料金単価（/1kWh）	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	35円37銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円14銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円80銭

〔アイキャンでんき　ライトプラン〕

最低料金	最初の15kWhまで			893円61銭
電力量料金単価（/1kWh）	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	33円32銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	39円62銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	40円49銭

〔アイキャンでんき　低圧電力〕

基本料金単　価	1kWあたり		1,228円07銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	27円20銭
	その他季	1kWh	25円91銭

〔アイキャンでんき　オール電化プラン〕

基本料金単　価	最初の10kWまで			2,255円36銭
	上記を超える1kWあたり			519円81銭
電力量料金単価（/1kWh）	デイ平日	夏季	1kWh	45円66銭
		その他季	1kWh	43円67銭
	ナイト	平日上記以外	1kWh	30円92銭
	ホリデー	通年休日	1kWh	30円92銭

〔アイキャンでんき　従量電灯B〕

最低料金	最初の15kWhまで			476円18銭
電力量料金単価（/1kWh）	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	30円63銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円34銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	36円62銭

（消費税込）